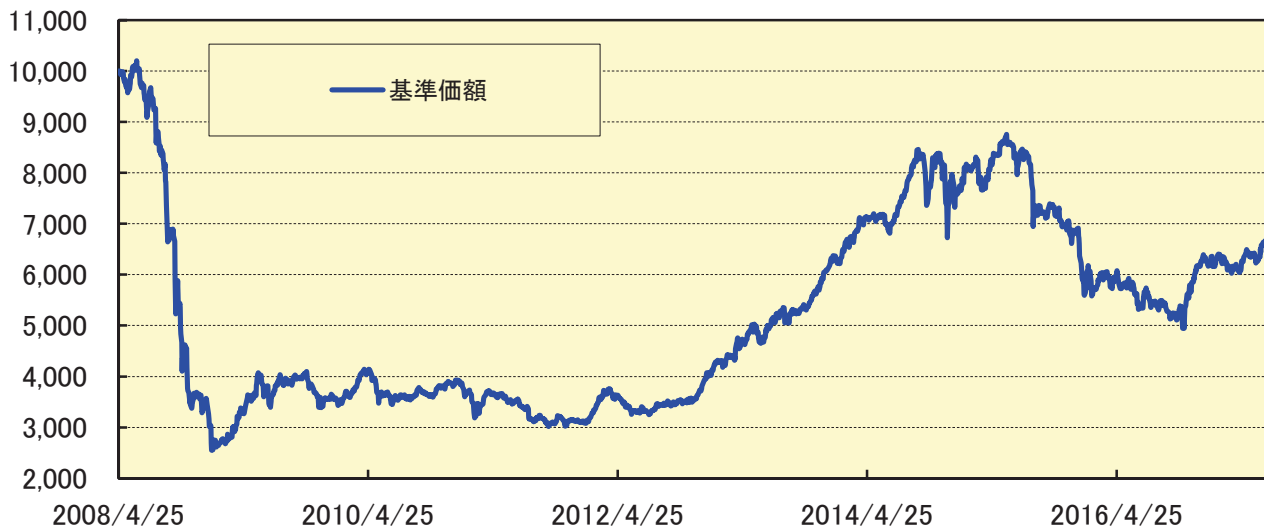


追加型投信/海外/株式

2017年7月31日現在

基準価額の推移(2008年4月28日～2017年7月31日)

(設定日前日を10,000としております)



・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
 ・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したもものとして計算を行い表示しています。

基準価額

	7月末	6月末
当ファンド	6,587円	6,618円

分配金の推移(最近5年分)※分配金は税引前の金額。

決算日	分配金
2013/4/25	0円
2014/4/25	0円
2015/4/27	0円
2016/4/25	0円
2017/4/25	0円
設定来合計	0円

7月の基準価額の高値・安値

	高値 (日付)	安値 (日付)
当ファンド	6,778円 (14日)	6,587円 (31日)

資産構成

内訳	7月末	6月末
フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド	97.1 %	97.1 %
国内マネー・マザーファンド	1.0 %	0.9 %
その他資産	1.9 %	2.0 %
純資産	1,142 百万円	1,162 百万円
元本	1,734 百万円	1,755 百万円

基準価額の騰落率

	当ファンド
1カ月	▲0.5%
3カ月	5.6%
6カ月	5.6%
1年	18.3%
3年	▲11.3%
5年	99.9%
設定来	▲34.1%

・当ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したもものとして計算を行い表示しています。
 ・基準価額は、当ファンドの信託報酬控除後の価額です。
 ・分配金は1万口当たりです。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

このページは、「フランクリン・アドバイザーズ・インク」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2017年7月31日現在

フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの内容(7月28日号)



※このページのグラフの開始日は、中東・北アフリカ株式ファンドによる最初の組み入れ日としています。

資産構成

内訳	比率
外国株式等	98.5 %
その他資産	1.5 %
合計	100.0 %

※フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの内容は、現地日付です。
 ※比率は、フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの純資産総額に対する割合です。
 ※比率は、小数第2位を四捨五入しております。

コメント ・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

《月間の運用経過》

- 7月のMENA(中東・北アフリカ)株式市場は前月末比ほぼ変わらずの水準で月末を迎えました。6月に大きく上昇した反動でサウジアラビア市場が反落したため、上旬のMENA株式市場は軟調に推移しました。しかし、各国で良好な4-6月期の決算が発表されたほか、原油価格の上昇などを受けて、MENA株式市場は中旬に大きく反発しました。その後は小動きとなったものの、月末に発表されたサウジアラビア企業の決算の一部が冴えない結果となったため、上昇幅を縮めて月末を迎えました。国別ではUAE(アラブ首長国連邦)やカタールなどが上昇しました。
- UAEでは商業用・住宅用不動産の開発案件が2017年6月時点でおよそ2,280億米ドル規模に増加したほか、2017年前半のドバイへの海外からの訪問客数は前年比+10%程度増加し、800万人以上となったことが明らかになりました。UAEも他のMENA諸国同様に2018年のVAT(付加価値税)導入を目指しているものの、一部の金融サービスや住宅用不動産などは対象外となる見込みです。
- カタールは米国とテロ資金対策に関する覚書を交わしました。サウジアラビアなど4か国との断交の要因となったイスラム主義勢力への支援の透明化を図り、近隣諸国との関係修復を目指しています。
- サウジアラビアの諮問評議会はVAT導入に向けて法律の草案を作成しました。また、サルマン国王はヘルスケアセクターの民営化を承認しました。一部の病院は民営化後に上場する可能性があります。民営化後もサウジアラビアの国民は医療サービスの無償提供が維持される見込みです。
- こうした環境のなか、サウジアラビアの銀行やエジプトの鉄鋼銘柄の組み入れが当ファンドのパフォーマンスにマイナス寄与となりました。一方で、クウェートの航空貨物・物流サービス銘柄の組み入れがプラス寄与となりました。

《今後の運用方針》

- MENA諸国は経済改革や財政健全化に積極的に取り組む姿勢を示していますが、こうした取り組みは各国の経済成長や消費を大きく鈍化させることはないと考えています。また、海外市場で大規模な国債の発行を成功させており、外貨準備が大きく目減りする可能性は低下しています。当ファンドでは、財政健全化に向けた長期的な取り組みや海外投資家に対するサウジアラビア株式市場への投資規制の緩和などを勧奨し、同国の組み入れを増やしています。同国企業の決算や経済指標の一部で改善が見られることも明るい材料と考えています。サウジアラビアなどによる断交はカタールに大きな悪影響を及ぼすと見ており、同国の低位組み入れを継続します。エジプトについては為替市場のボラティリティ(変動性)の高まりが懸念材料ではあるものの、民間の設備投資の拡大や経済改革の進展などが期待できるため、高位組み入れを維持します。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

このページは、「フランクリン・アドバイザーズ・インク」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2017年7月31日現在

フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの内容 (7月28日号)

外国株式等組入国別比率

国名	比率
1 サウジアラビア	32.9%
2 アラブ首長国連邦(UAE)	24.7%
3 エジプト	17.2%
4 クウェート	10.9%
5 カタール	5.5%
6 英国	4.5%
7 オマーン	1.8%
8 レバノン	1.0%

外国株式等組入上位10業種

業種名	比率	業種名	比率
1 銀行	22.1%	6 衣料小売り	3.9%
2 不動産開発	10.5%	7 航空貨物・物流サービス	3.7%
3 ヘルスケア施設	6.2%	8 包装食品・肉	3.5%
4 資産運用会社・資産管理銀行	4.6%	9 港湾サービス	3.2%
5 各種不動産事業	4.4%	10 総合公益事業	3.2%

外国株式等組入上位5銘柄

銘柄名	業種名	国名	比率	銘柄解説
1 EMAAR PROPERTIES PJSC	不動産開発	アラブ首長国連邦(UAE)	5.4%	MENA(中東・北アフリカ)地域最大の不動産開発会社で、アラブ首長国連邦(UAE)を中心に商業および住宅の不動産開発・買収・管理サービスを手掛ける。
2 AL RAJHI BANK(P-NOTE)	銀行	サウジアラビア	3.6%	サウジアラビアの大手イスラム銀行で、イスラム教の教義・慣行に基づいた金融サービスなどを提供する。
3 DP WORLD LTD	港湾サービス	アラブ首長国連邦(UAE)	3.2%	UAEの港湾管理会社で、世界各地にある海洋ターミナルの運営や貨物・コンテナの運搬などを手がける。
4 QATAR ELECTRICITY & WATER CO QSC	総合公益事業	カタール	3.2%	カタールの発電・水道サービス会社で、電力や脱塩水の製造・販売を手がける。
5 NMC HEALTH PLC	ヘルスケア施設	英国	3.2%	UAEの総合ヘルスケア会社で、救急病院や医療センター、薬局などを運営する。

5銘柄組入比率合計 18.5%

外国株式等組入銘柄数 60銘柄

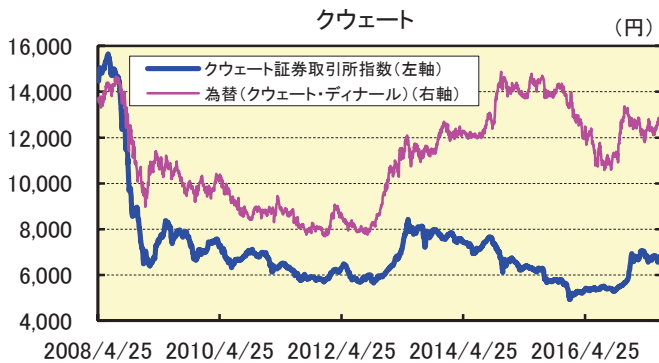
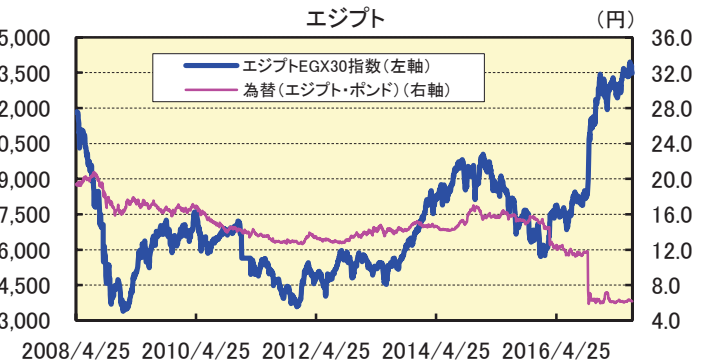
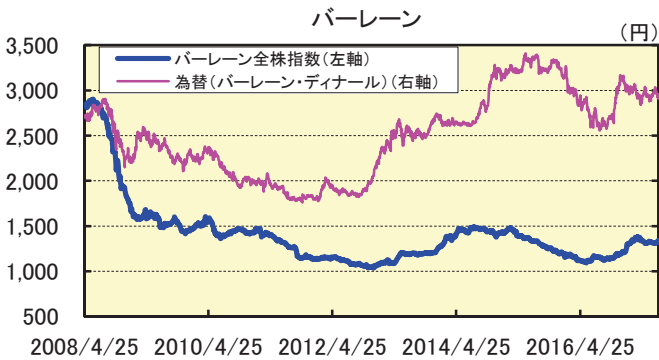
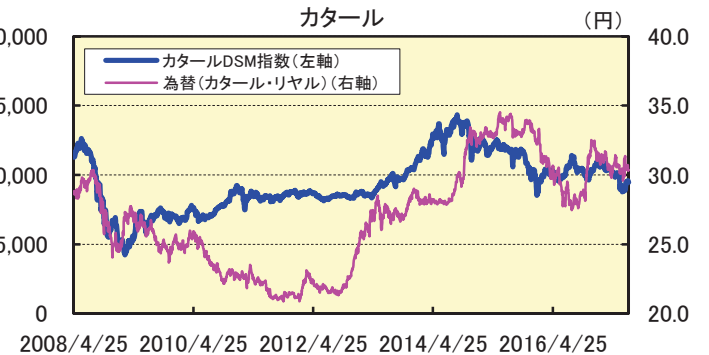
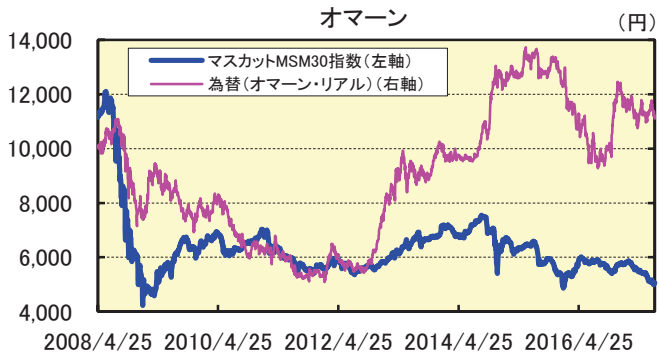
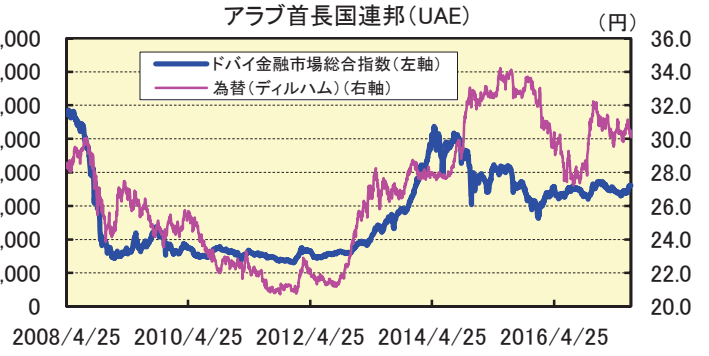
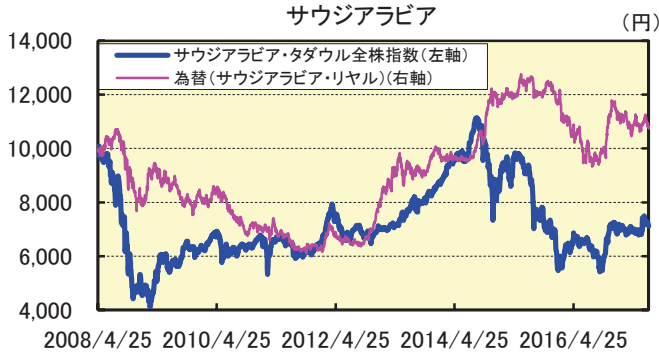
※フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの内容は、現地日付です。
 ※業種は世界産業分類基準(GICS)です。
 ※比率は、フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの純資産総額に対する割合です。
 ※比率は、小数第2位を四捨五入しております。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

《参考情報》

2017年7月31日現在

株価指数と為替の推移(設定来)



株価指数と為替の月間騰落率(7月末)

指標名	騰落率	通貨	騰落率
サウジアラビア・タダウル全株指数	▲4.2%	サウジアラビア・リアル	▲1.5%
ドバイ金融市場総合指数	6.4%	ディルハム	▲1.5%
マスカットMSM30指数	▲1.1%	オマーン・リアル	▲1.4%
カタールDSM指数	4.9%	カタール・リアル	1.0%
バーレーン全株指数	1.7%	バーレーン・ディナール	▲1.4%
エジプトEGX30指数	0.6%	エジプト・ポンド	▲0.2%
クウェート証券取引所指数	0.5%	クウェート・ディナール	▲1.1%

* 株価指数の騰落率は、ファンドの資産評価日ベースで、現地日付ベースではありません。

出所 指数:ブルームバーグ

為替:三菱東京UFJ銀行などのデータを基に作成しています。

※このページのグラフはご参考のために掲載しているもので、必ずしもフランクリン・ミッドイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの投資先と一致するものではありません。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

- 当ファンドは、主として外国籍の投資信託証券を通じて、中東・北アフリカ地域の株式に投資します。実質的に組み入れた株式の値動き、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- 購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 主として中東・北アフリカ地域の株式に実質的な投資を行います。

- ◆主として、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、ヨルダン、レバノンなど中東・北アフリカ地域の株式(これに準じるものを含みます。)を実質的な投資対象とします。

※主要投資対象国は変更される場合があります。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

- ◆ケイマン諸島籍外国投資法人「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」(以下「FMENAファンド」という場合があります。)投資証券と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。

- ◆中東・北アフリカ地域の株式への実質的な投資はFMENAファンドを通じて行います。

- ◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、FMENAファンドの組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。

- ◆FMENAファンドへの投資にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言および情報提供を受けます。

※FMENAファンドは、フランクリン・アドバイザーズ・インクとフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(エム・イー)リミテッドが共同で運用を行います。

3. 実質的な組入外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

4. 原則として、年1回(毎年4月25日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

- ◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

●カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドは実質的に中東・北アフリカ地域の株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

●株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

●為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

●流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

●特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

●信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

●金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

●投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までに支払ってください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・毎週金曜日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・投資対象各国の取引所休業日に基づき委託会社が指定する日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2018年4月25日まで(2008年4月28日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするFMENAファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・FMENAファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・FMENAファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
●投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(信託報酬)	・実質的な負担:ファンドの日々の純資産総額に対して 年率2.484%(税抜2.4%)程度 ※上記はFMENAファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・当ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.134%(税抜1.05%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(フランクリン・アドバイザーズ・インク)に対する投資顧問報酬(年率0.05%)が含まれます。 ・投資対象とする外国投資証券:FMENAファンドの純資産総額に対して年率1.35%(上限)
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするFMENAファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資法人の設立に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
[ファンドの運用の指図を行う者]
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>株式会社りそな銀行
[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>フランクリン・アドバイザーズ・インク
[委託会社に対して投資助言および情報提供などを行います。]

◆委託会社の照会先 ◆

- アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	日本証券業協会
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	日本証券業協会
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	日本証券業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社静岡銀行 (インターネットのみのお取扱いとなります)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)